

公告第3-22号

鉄道弘済会健康保険組合同規約の一部を改正したので公告する。

令和4年3月3日

鉄道弘済会健康保険組合

理事長



(1) 規約

①第5条の2

改正理由 事業所の名称を変更するため

(用語の定義)

条項	現行	改正
第5条の2	この規約における「キヨスク会社等」とは、 <u>北海道キヨスク株式会社</u> 、 <u>株式会社 JR 東日本リテールネット</u> 、 <u>東海キヨスク株式会社</u> 、 <u>四国キヨスク株式会社</u> 、 <u>JR 九州リテール株式会社</u> の総称をいう。	この規程における「キヨスク会社等」とは、 <u>JR 北海道フレッシュキヨスク株式会社</u> 、 <u>株式会社 JR 東日本クロスステーション</u> 、 <u>東海キヨスク株式会社</u> 、 <u>四国キヨスク株式会社</u> 、 <u>JR 九州リテール株式会社</u> の総称をいう。